

令和7年度 静岡県職員再採用選考試験案内 (キャリアリターン採用試験)

静岡県では、過去に静岡県職員として一定期間の勤務実績があり、結婚・出産・育児・介護・転職などの事情により一度退職された方を対象として、再度、県職員に採用する試験（キャリアリターン採用試験）を行います。

【受付期間】 令和7年5月26日（月）～ 随時

【試験日】 応募者と調整の上、随時実施します。

1 募集職種、採用予定人数

募集職種	採用予定人数
一般行政、土木、農業、林業、農業土木、水産、建築、獣医師、薬剤師、保健師、心理、電気、電気（研究）、機械（研究）、工業研究、職業訓練指導員	各職種 若干名

※ 採用者数が採用予定数に達した時点で、以降の募集及び採用選考を中止します。

2 勤務場所、職務内容

本庁各課および出先機関等において、各職種に応じた職務に従事

3 受験資格

結婚・出産・育児・介護・転職などの事情により静岡県職員を退職した者で、次の全ての要件を満たすもの

- (1) 昭和39年4月2日以降に生まれた者
- (2) 1に掲げる職種で、静岡県の知事部局の職員としての実務経験※を5年以上有する者（ただし、休職、停職、育児休業、配偶者同行休業、自己啓発休業等の期間は実務経験から除く）
- (3) 平成24年度以降に静岡県職員を退職した者

※ 次の実務経験は除く

- ・ 地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
- ・ 地方公務員法第22条の2第1項の規定による会計年度任用職員
- ・ 地方公務員法第22条の3の規定による臨時的任用職員
(旧地方公務員法第3条第2項の規定による一般職非常勤職員、同法第22条第2項の規定による臨時的任用職員を含む)
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員および臨時的任用職員
- ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条の規定による任期付職員
- ・ 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条の規定による任期付研究員

(4) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・日本の国籍を有しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・静岡県において、懲戒免職の処分を受けた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- ・静岡県において、勸奨を受けて退職した者

4 試験の方法

口述試験及び県職員として在職時の勤務成績により選考を行います。

5 受験手続き

申込方法	下記の申込書類を、下記の申込先へ郵送により申し込んでください。 ※必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「受験申込み」と朱書きしてください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。
申込書類	静岡県職員再採用選考試験申込書 ※必要事項を記入の上、写真（最近6か月以内に撮影したもの）を貼付したもの
申込先	宛 先：〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県総務部人事課
受付期間	令和7年5月26日（月）～ 随時

6 試験の日時、場所および合格発表

日 時	別途指定する日時（応募者と調整の上、随時実施します。）
場 所	静岡県庁（静岡市葵区追手町9-6）
合格発表	随時（試験時にお知らせします。） ※合格発表は、受験者全員に合否を郵便により通知します。

7 合格者の採用

- (1) 採用は、原則として令和8年4月1日を予定しています。
ただし、欠員の状況等により令和7年度中に採用する場合があります。
- (2) 採用時には、原則として退職時の職種で採用します。
- (3) 採用する職は、退職時の職位を基本として、原則として班長級以下の職での採用となります。
- (4) 採用時の給料月額、職員の給与に関する条例（昭和28年3月24日条例第31号）の定めに従い、経歴その他を勘案して決定します。このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等を支給します。

【この選考についてのお問い合わせ先】

静岡県総務部人事課

T E L : 054-221-2015

E-mail : jinji@pref.shizuoka.lg.jp